

犯罪被害者支援に取り組む札幌弁護士会の委員長

ひと 2009

昨年末に施行され、犯罪被害者や遺族による被害への質問などが刑事裁判で可能になった「被害者参加制度」。二〇〇六年から犯罪被害者の相談を受ける窓口の委員長を務め、「中身のある制度にしたい。委員会の支援の蓄積が問われる大事な年」と意気込む。

今月三十日には道内初の被害者参加の公判が札幌地裁で開かれる。「被害者の権利意識は向上しており参加申請は今後増える」と予想。一方で、その裁判に付き添う国選

ひろし やまだ
山田 廣さん



弁護士の登録数は、札幌弁護士会の会員四百九十九人のうち五十一人とどまる。支援に熱心な弁護士はまだ少数派だ。「被告と同様に被害者の権利も守りたい」との信念を持つ。きっかけは、名手配され、時効が成立した疑問だった。

かつて検事として、被害者の調書を取りながら「被害の当事者なのに証拠扱いでしかない」と感

した札幌の信金職員殺人事件を担当、廃棄寸前だった捜査記録の保全を求めると手を尽くし、昨年三月の判決で男が加害者と認定された。「一生続く被害者遺族の苦しみや無念を少しでも晴らしたい」という一念だった。市民集会にも積極的に参加し、被害者との連帯を呼びかける。「犯罪に遭わない保証はない。自分のこととして想像してほしい」。札幌市出身。同市内で妻、娘三人と暮らす。六十一歳。(山岡正和)